

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2024 年 7 月 30 日

株式会社 GENDA

2024年7月30日

株式交付に係る事後開示書面

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 申 真衣

当社は、2024年6月27日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2024年7月30日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社シトラム（以下「シトラム」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を実行いたしました。本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2024年7月30日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

ア 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

イ 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2024年6月28日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるシトラムの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第816条の8）

また、当社は、会社法第816条の8の規定に基づき、2024年6月28日付の官報及び電子公告で公告を行いましたが、異議申述期限である同年7月29日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

普通株式 120 株

4. 譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

該当事項はありません。

5. その他株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・ 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主はおりませんでした。
- ・ 当社は、株式交付子会社であるシトラムの株式の譲渡人である渡邊康太氏との間で、本株式交付に関して、2024 年 7 月 23 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める株式交付に関する総数譲渡し契約を締結しました。
- ・ 当社は、本株式交付により、株式交付子会社であるシトラムの株式の譲渡人に対し、その譲渡するシトラムの普通株式 1 株につき 16,583.75 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付しました。なお、当社が譲渡人に対して割当て交付した当社の普通株式の合計は 1,990,050 株であり、当社が新たに発行した株式 1,990,050 株を充当しました。
- ・ 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
 - (1) 資本金の額：金 0 円
 - (2) 資本準備金の額：会社計算規則 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
 - (3) 利益準備金の額：金 0 円

以上